

岩手県監査委員告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年9月3日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
 岩手県監査委員 樋下 正信
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
県南広域振興局総務部花巻総務センター	平成22年7月14日	千葉 康一郎 工藤 洋子
県南広域振興局県税部花巻県税センター	〃	〃 〃
県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター	〃	〃 〃
県南広域振興局農政部花巻農林振興センター	〃	〃 〃
県南広域振興局農政部遠野農林振興センター	平成22年7月7日	〃 伊藤 孝次郎
県南広域振興局農政部北上農村整備センター	平成22年7月15日	工藤 洋子
県南広域振興局土木部花巻土木センター	平成22年7月14日	千葉 康一郎 工藤 洋子
県南広域振興局土木部北上土木センター	平成22年7月15日	工藤 洋子
県南広域振興局土木部遠野土木センター	平成22年7月7日	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	平成22年7月29日	樋下 正信 工藤 洋子
沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター	〃	〃 〃
沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター	平成22年7月6日	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター	平成22年7月29日	樋下 正信 工藤 洋子
沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター	平成22年7月6日	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター	平成22年7月28日	樋下 正信 工藤 洋子
沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター	平成22年7月21日	千葉 康一郎 〃
沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	平成22年7月28日	樋下 正信 〃
沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター	〃	〃 〃
県北広域振興局経営企画部	平成22年7月29日	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター	平成22年7月15日	樋下 正信 〃
県北広域振興局保健福祉環境部	平成22年7月29日	千葉 康一郎 〃
県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	平成22年7月14日	樋下 正信 〃
県北広域振興局農政部	平成22年7月28日	千葉 康一郎 〃
県北広域振興局農政部二戸農林振興センター	平成22年7月14日	樋下 正信 〃
県北広域振興局林務部	平成22年7月28日	千葉 康一郎 〃
県北広域振興局水産部	〃	〃 〃
県北広域振興局土木部	〃	〃 〃

県北広域振興局土木部二戸土木センター	平成22年7月15日	樋下正信	〃
岩手県中部保健所	平成22年7月14日	千葉康一郎	工藤洋子
岩手県大船渡保健所	平成22年7月6日	〃	伊藤孝次郎
岩手県宮古保健所	平成22年7月29日	樋下正信	工藤洋子
岩手県久慈保健所	〃	千葉康一郎	伊藤孝次郎
岩手県二戸保健所	平成22年7月14日	樋下正信	〃
岩手県中央家畜保健衛生所	〃	〃	〃
岩手県県北家畜保健衛生所	〃	〃	〃
中央農業改良普及センター	平成22年7月15日	工藤洋子	
大船渡農業改良普及センター	平成22年7月6日	千葉康一郎	伊藤孝次郎
宮古農業改良普及センター	平成22年7月29日	樋下正信	工藤洋子
久慈農業改良普及センター	平成22年7月28日	千葉康一郎	伊藤孝次郎
二戸農業改良普及センター	平成22年7月14日	樋下正信	〃
岩手県花巻警察署	平成22年7月15日	工藤洋子	
岩手県大船渡警察署	平成22年7月21日	千葉康一郎	工藤洋子
岩手県遠野警察署	平成22年7月6日	〃	伊藤孝次郎
岩手県宮古警察署	平成22年7月28日	樋下正信	工藤洋子
岩手県岩泉警察署	〃	〃	〃
岩手県久慈警察署	〃	千葉康一郎	伊藤孝次郎
岩手県二戸警察署	平成22年7月15日	樋下正信	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 県南広域振興局総務部花巻総務センター 県営建設工事の随意契約に係る見積合せに当たり、無効とすべき見積書を有効なものとして取り扱っているものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 県南広域振興局土木部花巻土木センター 寄附採納した土地及び当該土地に設置した水路の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター
 - ア 知的障害者援護施設入所に伴う負担金の収入未済額の調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが1件、108,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - イ 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、33,220円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター 旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが21件、86,394円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (5) 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター 国有財産使用料の支出に当たり、国有財産使用許可書受理後相当期間経過してから支出負担行為をしているものが1件、412,545円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (6) 県北広域振興局経営企画部 郵便切手の取扱いに当たり、管理確認が不十分なため所在不明となったものが310枚、29,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (7) 県北広域振興局保健福祉環境部 放課後児童健全育成事業費補助金の執行に当たり、相当期間経過してから交付決定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (8) 県北広域振興局土木部 港湾施設使用料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが6件、

45,590円、使用料を徴収していないものが13件、21,462円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(9) 岩手県宮古保健所 病院検査手数料に係る収入証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より少なく報告しているものが1件、43,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(10) 岩手県北家畜保健衛生所 産業廃棄物収集運搬業務委託料の執行に当たり、廃棄物の処理に係る委託契約を行っていなかったため、委託料を過大に支出しているものが31,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(11) 大船渡農業改良普及センター 旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが1件、54,657円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(12) 宮古農業改良普及センター 公用車の12ヶ月点検整備に係る需用費の執行に当たり、支出負担行為を行っていないものが1件、62,126円あったので、適正な事務の執行に努められたい。